様式１－１　家屋を耐震改修し、家屋又は家屋及び敷地等を譲渡する場合

このチェックシートは、被相続人居住用家屋等確認書申請の際に提出する書類のチェック用です。
（申請書提出前に、ご自身でのチェック用としてご利用ください）

申請先：福岡市 住宅都市みどり局 住宅部 住宅計画課　（行政棟３階）
電　話：092-711-4598（直通）　FAX.092-733-5589
所在地：〒810-8620　福岡市中央区天神１丁目８番１号

被相続人居住用家屋等確認申請書（様式１－１）→ 記入例を確認のうえ、ご記入ください。
注１）相続人が2名以上の場合、申請書は「相続人ごと」に作成してください。
注２）必要書類は、すべてコピー（写し）で提出いただけます。
提出いただいた必要書類は返却いたしませんので、原本を提出される場合はご注意ください。
なお、写しの内容が不鮮明の場合等には、原本の提示をお願いすることがあります。
注３）相続人2名以上で同時に申請される場合、申請書以外の必要書類は人数分の部数を用意する必要は
ありませんので、各１通を用意して申請してください。

必要書類	主な取得先	確認事項
□ **① 被相続人の除票住民票** ※被相続人が老人ホーム等に入所後、別の老人ホーム等に転居し、当該施設に住民票を異動している場合は、被相続人の**戸籍の附票**が必要です。	各区役所 区の出張所 証明サービスコーナー など	被相続人の**死亡日**、**死亡時の居住地**を確認します
□ **② 家屋又は敷地等を取得した相続人全員の住民票** ※**家屋の引渡日以降の日付で発行された住民票**が必要です。 ※相続開始（被相続人の死亡）の直前（被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は老人ホーム等入所の直前）の住所が住民票で確認できない場合は、**戸籍の附票**が必要です。 （住所が確認できない場合とは、従前の住所を定めた日等の記載がない場合、２回以上移転している場合等です。）	同上 （福岡市以外にお住まいの方は、お住まいの市区町村の窓口）	相続直前から引渡日まで、当該**相続人全員が当該家屋に居住していなかったこと**を確認します
□ **③ 家屋又は敷地（土地）の売買契約書** ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。 ※契約書から引渡日が確認できない場合は、土地の登記事項証明書（所有権移転登記済のもの）等の引渡日が確認できる書類の提出が必要です。	仲介業者等	相続した**家屋又は家屋及び敷地の引渡日（譲渡日、所有権移転日）**を確認します。
□ **④ 家屋及び敷地（土地）の登記事項証明書** ※登記事項証明書の提出が難しい場合や換価分割の場合は、遺産分割協議書等	法務局 司法書士 仲介業者 など	**相続人の数**を確認します。
⑤ 下記の（A）又は（B）のいずれか		
□ **（A）電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類（各事業者が発行する証明書）** 【代替書類】 ● **電気、水道、ガスのいずれかの使用停止時の領収書又は請求書**（当該家屋の住所の記載があるもの） ※**被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している**必要があります。	電力会社 水道局営業所 ガス会社 など	相続した**家屋が「空き家」**の状態となっており、かつ、相続の時から**家屋及び敷地を事業の用等に使用していないこと**を確認します。 ※（A）又は（B）について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
□ **（B）仲介業者による広告** （仲介業者による広告チラシや、インターネット広告の印刷物で、**家屋の現況が空き家であることが表示されているもの**） ※空き家解体後の「敷地のみの広告」は認められません。	仲介業者 など	
（C）その他要件を満たしていることが容易に認められる書類 【例】空き家バンクへの登録を行っていたことの証明書， 市区町村が認める者が家屋の管理を行っていたことの証明書等 （現在、福岡市では行っておりません）		

P.2につづく→

被相続人が老人ホーム等に入所していた場合には，<u>1ページ目の各書類と以下の ⑥ から ⑧ の すべての書類をご用意ください。</u>

必要書類	主な取得先	確認事項
□ **⑥被相続人の介護保険被保険者証又は障害福祉サービス受給者証等** ※**<u>施設入所時点</u>**での介護保険被保険者証等が必要です 【 代替書類 】 ● **要介護認定等の決定通知書** ● **施設で発行された要介護認定等に関する記録等**	入所施設 など	**<u>施設に入所する時点</u>**で、以下のいずれかに該当していたことを確認します。 **・<u>要介護認定</u>**を受けていた **・<u>要支援認定</u>**を受けていた **・<u>介護保険法施行規則第140条の62の4第2号</u>**に該当していた **・<u>障害支援区分</u>**の認定を受けていた
□ **⑦施設入所時の契約書** ※契約に関する全ページのコピーを提出してください。	入所施設 など	施設の名称、種類、所在地等の確認をします。
⑧下記の（A）から（C）のいずれか		
□ **（A）電気、水道、ガスのいずれかの使用中止日が確認できる書類（各事業者が発行する証明書）** 【代替書類】 ● **電気、水道、ガスのいずれかの使用停止時の領収書又は請求書**（当該家屋の住所の記載があるもの） ※**<u>被相続人の死亡日から譲渡日までに、閉栓している</u>**必要があります。	電力会社 水道局営業所 ガス会社 など	被相続人が老人ホーム等に入所してからも、**<u>当該家屋が一定の使用をされていたこと</u>**と及び相続した**<u>家屋が「空き家」</u>**の状態となっており、かつ、相続の時から**<u>家屋及び敷地を事業の用等に使用していないこと</u>**を確認します。 ※（A）から（C）について、ご用意が困難な場合はお問い合わせください。
□ **（B）老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録**	入所施設 など	
□ **（C）その他要件を満たしていることが容易に認められる書類** 【例】家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物 残置物の撤去に係る領収書又は請求書　等		

※入所されていた施設の種類や状況等によっては、本特例の対象外になることがあります。
ご不明な点等がございましたらお問い合わせください。

※上記のとおりの書類がご用意できない場合、代替書類、補完書類の提出及びヒアリング等により要件を満たしていると認められる場合がございますので、ご相談ください。

アジアのリーダー都市へ FUKUOKA NEXT

一人一花 FLOWER CITY FUKUOKA